

要介護・要支援認定申請の代行を依頼する方へ

要介護・要支援認定申請の手続きは、本人や家族が行うほか、介護事業者に代行を依頼することができます。

- ◎ 手続きの代行ができる介護事業者
 - 指定介護老人福祉施設
 - 介護老人保健施設
 - 指定介護療養型医療施設
 - 介護医療院
 - 指定居宅介護支援事業者
 - 地域密着型介護老人福祉施設
 - 長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）

- ◎ 手続きに必要な書類
 - ①要介護認定申請書（新規・更新・区分変更）
※主治医の医療機関名・先生のお名前（フルネーム）を記載していただきます。
 - ②介護保険被保険者証
 - ③健康保険被保険者証（40歳以上65歳未満の方）
 - ④番号確認書類⇒マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード※、マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書（いずれかの写し）
 - ⑤身元確認書類⇒運転免許証・マイナンバーカード等（1点で可）
健康保険証・介護保険負担割合証等（2点必要）
※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、住所・氏名等が住民票と一致している場合に限り、利用可能。

※代行を依頼される場合は、④・⑤の番号確認書類・身元確認書類のコピーを代行する事業者の担当者へお渡しください。

【マイナンバーの取り扱いについて】
介護事業者が申請手続きの範囲を超えて利用者のマイナンバーを利用することは認められていません。

（お問合せ先）
鹿児島市役所すこやか長寿部介護保険課 認定係 電話 216-1278